

山口市一団地の総合的設計制度及び連担建築物設計制度認定要領

(目的)

第1条 この要領は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第86条第1項、第2項又は第86条の2第1項による認定申請、若しくは第86条の5第1項による認定取消申請に係る事務処理について、法、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）及び建築基準法施行細則（平成17年10月1日山口市規則第169号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事務処理)

第2条 市長は、申請者から申請があったときは、手数料の額を確かめ、受付欄に必要事項を記入し、台帳に所定事項を記入の上、内容を審査し必要があるときは現地を調査し、不備又は欠陥があれば申請者に補正させ、建築主事に合議の上で認定又は認定取消しの可否を決定するものとする。

2 市長は、認定又は認定取消しに当たり、消防本部消防長に別記様式第1号により意見を求めるものとする。

3 市長は、認定又は取消しをしたときは、これを公告するものとする。

4 市長は、台帳を整理し、申請書の正本及び通知書の写しを保管し、申請者に通知書及び副本を交付するものとする。

(申請書類及び審査等)

第3条 申請書類及び審査等については、次の各号に掲げることについて注意しなければならない。

(1) 申請書の提出部数

規則の規定による正本、副本の他に、縦覧用として副本1部を提出するものとする。

(2) 添付書類の様式

ア 規則第10条の16第1項第三号の規定による同意を得たことを証する書面は別記様式第2号によるものとする。

イ 規則第10条の16第2項第二号の規定による説明のために講じた措置を記載した書面は別記様式第3号によるものとする。

ウ 規則第10条の21第1項第二号の規定による合意を証する書面は別記

様式第4号によるものとする。

(3) 認定基準

申請書の審査は、法、規則、細則、平成11年4月28日付け建設省住指発第201号別紙4「一団地の総合的設計制度及び連担建築物設計制度の運用について」及び山口市一団地の総合的設計制度及び連担建築物設計制度認定基準（以下「認定基準」という。）により行なうものとする。

（公告及び縦覧の方法）

第4条 公告及び縦覧の方法は次の各号によるものとする。

(1) 公告の方法

法第86条第8項、第86条の2第6項又は第86条の5第4項の規定による公告の方法は、山口市公告式条例（平成17年10月1日山口市条例第3号。）によるものとする。

(2) 縦覧の場所

法第86条第8項の規定による一般の縦覧を行なう場所は都市整備部開発指導課内とする。

（標示の方法）

第5条 認定基準6(2)の標示板は、別記様式第5号によるものとする。

附 則

この要領は平成20年7月15日から適用する。

様式第1号

第 号
平成 年 月 日

消防本部消防長 様

山口市長

一定の複数建築物の【認定申請・認定の取消申請】について（照会）

このことについて、建築基準法【第86条第1項・86条第2項・86条の2第1項・86条の5第1項】の規定により、下記区域に関する【認定申請・認定の取消申請】が別添のとおりなされましたので、防火上の支障の有無を判断するために御意見を伺います。

つきましては、平成 年 月 日までにご回答いただきますようお願いいたします。

記

- 1 申請者氏名
- 2 申請区域の地名地番

注：【 】内は該当するもの1つを記入すること。

(参考)

第 号
平成 年 月 日

土木（建築）事務所長 様

消防本部消防長

一定の複数建築物の【認定申請・認定の取消申請】について（回答）

平成 年 月 日付 土第 号で照会があった申請に係る意見
の有無については下記のとおりです。

記

注：【 】内は該当するもの1つを記入すること。

様式第3号

建築物の計画に関する説明のために講じた措置を記載した書面

平成 年 月 日

特定行政庁 様

申請者 住所
氏名 印

建築基準法第86条の2第1項の規定による認定申請に係る建築物の計画について、公告認定対象区域内にある土地について所有権又は借地権を有する者に対する説明のため、下記の措置を講じたので報告します。

ここに記載した事項は、事実と相違ありません。

記

1 説明のために講じた措置

2 説明の内容

様式第 5 号

総合的設計制度（連担建築物設計制度）による認定の標示板

【標示板記入事項】

総合的設計制度（連担建築物設計制度）による認定団地					
下図認定区域内の建築物は、建築基準法第 8 6 条第○項の規定による認定を受けています。					
認定年月日	年	月	日	申請者	△△株式会社
認定番号	第	号		代表取締役	○○ ○○

配置図

明示すべき事項

- ・ 認定の区域
- ・ 区域内の建築物の位置
- ・ 共同通路、空地の位置
- ・ 方位

記入上の注意等

- ・ 標示板は、縦 5 0 c m × 横 7 0 c m 以上とすること。
- ・ 標示板は、ステンレス板等耐久性の高く容易に破損しない素材とすること。
- ・ 内容を記入する文字等は、エッジングや焼付塗装等耐久性の高いものとすること。
- ・ この標示板は、団地内のみやすい場所へ設置すること。